

資料4

令和3年(む)第17号 (令和2年(む)第103号)

求 意 見 書

被 告 人 [REDACTED]

被告人に対する道路交通法違反被告事件について、別添のとおり、弁護人山中理司から移送の請求があったので、裁判官河畠勇の命により意見を求める。（意見には具体的理由を添えられたい。）



令和3年3月22日

釧路地方裁判所刑事部

裁判所書記官 古川直博



釧路地方検察庁検察官 殿

意 見

上記請求は、不相当であり、撤销を命ぜるべきではない、と思料する。

理 由

 別紙記載のとおり

令和 3 年 3 月 24 日

釧路地方検察庁

検察官 山中理司

釧路地方裁判所刑事部 御 中

別 紙

本件は、被告人が、令和元年11月17日、北海道釧路市内の道路で、法定の最高速度（60キロメートル毎時）を47キロメートル超える107キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行した道路交通法違反の事案である。

被告人及び弁護人は、公訴事実記載の日時場所で普通乗用自動車を運転していたこと（犯人性）は認める旨であるものの、法定の最高速度を47キロメートル超える107キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転した事実を否認している。

弁護人作成の令和3年3月18日付け移送請求書記載の検察官請求予定書証に対する弁護人意見等からすると、本件罪体の立証には、本件速度測定機器（オービス）製造会社の担当者の証人尋問が必要となる見込みであるところ、同証人尋問は、本件事案を正確に把握している釧路地方検察庁の検察官において実施した方が効率的かつ効果的であることは明らかである。

また、前記証人尋問に関連する被告人の主張内容如何によつては、犯罪地において補充捜査が必要となる可能性が全くないわけではなく、その補充捜査を踏まえて作成した証拠の立証を行う必要性が生じる可能性もある。

よつて、本件については、犯罪地を管轄する釧路地方裁判所において公判を遂行するのが相当な事案である。

以上の事情から、本件移送請求は不相当であり、職権を発動して移送すべきではないものと思料する。

以 上